

障がいがある方とともに 働くためのセミナー

鳥取労働局、ハローワーク、鳥取県では、平成30年4月施行の「障害者法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が追加」された法改正の詳細内容、採用や職場定着に関して疑問や不安が比較的多い「精神障がい、発達障がいがある方」への具体的な配慮や職場定着を高める方法、ポイントなどを働く障がい者や専門家が事業所で働く方へお伝えするためのセミナーを開催します。皆様のご参加を心からお待ちしています。

開催日及び会場

〈東部会場〉 令和元年9月2日(月)

とりぎん文化会館 第1会議室 (鳥取市尚徳町101-5)

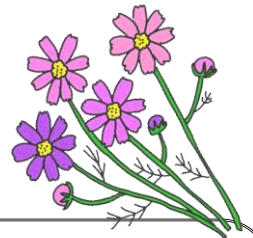
〈中部会場〉 令和元年9月5日(木)

倉吉未来中心 セミナールーム3 (倉吉市駄経寺町212-5)

〈西部会場〉 令和元年9月10日(火)

米子コンベンションセンター 第7会議室 (米子市末広町294)

時間 各会場 13時30分～16時20分



主な内容

- 第1部 平成30年4月施行の改正法、障がいがある方への配慮や雇用・定着支援について
 - ① 改正法の内容、新たに雇用し職場定着を高める制度等
 - ② 障がいがある方への職場での配慮、支援内容の概要について
- 第2部 具体的な配慮を知り、定着を高める方法について (主に精神・発達障がい)
 - ③ 働く発達障がい者が経験した職場定着が高まる職場の配慮や支援、精神障がい者を雇用する企業の直面する課題や悩みから職場定着を考える

対象とお申込方法

障がい者雇用の有無に関わらず全ての事業所、支援機関、教育機関、医療機関、その他障がい者雇用に関心のある方を対象としています。会場、資料等の都合上、各会場開催日の1週間前までに各会場を管轄するハローワークに「参加申込書」の提出をお願いします。

お問合せ先

鳥取労働局 職業対策課 担当：辻

(鳥取市富安2-89-9 TEL：0857-29-1708 FAX：0857-22-7717)

障がいがある方とともに働くためのセミナー ～とっとり障がい者仕事サポーター養成(アドバンス)講座～ 参加申込書

ファクシミリ専用参加申込書

ご希望の会場を○で囲んでください。 ※お申込期限にご注意ください。		東部地区 (8/26 〆切)	中部地区 (8/29 〆切)	西部地区 (9/3 〆切)	
貴事業所名			申込書作成者名 (所属部署)		
所在地	(〒)				
電話番号					
参加者名	氏名:	過去受領有	氏名:	過去受領有	
参加者名	氏名:	過去受領有	氏名:	過去受領有	



これまでに「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」の修了証書及びグッズを受け取ったことがある方は、氏名の横に○印をご記入ください。○印のある方への今回のグッズの交付はありません。

- ◎個人で参加の方は参加者名のみお書きください。
- ◎参加されるにあたって配慮が必要な方はその内容、連絡先を記入ください。
- 内容:
- 連絡先:

◎ FAX送信先

<u>9月2日希望の方</u>	ハローワーク鳥取	FAX	0857-22-6906
<u>9月5日希望の方</u>	ハローワーク倉吉	FAX	0858-22-6494
<u>9月10日希望の方</u>	ハローワーク米子	FAX	0859-33-3959

※番号をお間違えのないようお願いします。